

家庭裁判所委員会議事概要

第1 日 時 平成21年12月1日(火) 午後3時から午後5時まで

第2 場 所 東京家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・五十音順)

青山善充, 荒井史男, 大日方すみ江, 長秀之, 高麗邦彦, 杉田誠, 楯香津美,
野村満利, 水野あゆ子, 水野谷幸夫, 村田珠美, 山崎恒

(幹事)

落合卓, 野寺富和, 松本英司, 横溝千明

(説明者)

福永弘子, 竹村彰修, 七尾聡

第4 テーマ

広報について

第5 議事

1 新委員あいさつ(楯委員, 村田委員, 高麗委員)

2 委員長の転出に伴う新委員長の選任

委員の互選により山崎委員が委員長に選任された。

3 裁判所からの説明及び意見交換

ア 平成18年11月開催の東京家庭裁判所委員会で提案があった事項に対する東京家庭裁判所の取組について

(委員)

東京家庭裁判所のエレベーターは, 待たされる時間が長いように感じる。

(委員)

エレベーターのメーカー等と相談して待ち時間を短縮する対策を取ることはできないか。

(委員)

エレベーターの待ち時間の問題は、弁護士会館でも全く同じである。弁護士会の施設運営委員会では、実際に業者に幾つかの提案をしてもらったが、エレベーターの基数を増やさない限り、抜本的な解決は難しいということであった。

(委員)

東京家庭裁判所の案内サインは分かりにくいのではないかと。どこでも、誰でも、道を尋ねなくても目的地に行けるサイン計画というのはなかなか難しい。サイン計画の改善は、認知しやすいサイン、統一感のある書体及び色彩計画により可能であると思うので、できれば改善していただきたい。特にエレベーター前の家裁・簡裁の行き先別を表示しているサインは、急いでいるときは見落としやすいので、もう少し識別しやすいサインとした方が良く思う。また、エレベーター前の案内図も黄色と薄茶色で部屋を色分けしてあるが、これでは色彩規格からいうと暖色系同士であり、色彩的に同じように目に入ってきてしまう。暖色と寒色に分けるとか、いろいろな工夫があると思う。

(委員)

この庁舎の12階や13階は、事件部の執務室や当事者の待合室、調停室がたくさんあり、非常に分かりにくい。階を上がったたり下がったりしていると、どのように元のところに戻ったらいいか、分からなくなってしまうと思う。廊下床面に駅のような色のついたテープを貼り、色の線をたどっていくと目的地まで行けるというようにできれば迷わなくなるのではないかと。

(委員)

地下鉄の出口に「家庭裁判所」と表示されていないところがある。路線によっては、どこの出口から出たら一番近いかがなかなか分かりにくい。間違っただけであちこちに行ったりしてしまうことがあるので、ぜひ町中からサインを

出していただけたらと思う。

(委員長)

裁判所へのアクセスの関係では、裁判所から出す書面に的確な表示をしておくことと、公共交通機関などの案内板といった町中からのサインと、その両方が対象になると考えられる。町中の表示については、どういったことが考えられるか、検討させていただきたい。

イ 東京家庭裁判所のイベントの企画とPR方法について

(委員長)

広報行事の取材に記者が来たり、テレビカメラが入ることもあるが、なかなか報道に結びつかない。報道してもらえるような良い手だてはないかと考えている。

(委員)

10月8日に実施した法の日週間行事の離婚調停の講演を見学させてもらった。裁判官が、離婚調停、離婚訴訟について丁寧に説明され、非常に分かりやすかった。調停という話し合いの中で離婚が成立するという事は、当事者の将来にとって非常に良いことだと思う。離婚問題で悩んでいる人は、とにかく家庭裁判所に早く来た方が良いのではないかと感じた。そういった人たちが家庭裁判所がどのように引きつけるか、広報の問題であると思う。

(委員)

裁判所は本来、受け身であるが、これからは変わっていかなくてはいけないと思う。日本では、幸か不幸かあまり裁判所の世話にならずに離婚する方が多い。協議離婚した人の話を聞くと、自分たちだけで解決してしまったがために、養育費や財産分与等の問題で、公平ではなく、いろいろくすぶっている思いを持たれている方もいる。離婚した後であっても、養育費の問題で家庭裁判所で調停をすることができることを説明すると驚く方がいる。離婚後も養育費や財産分与等について、調停をすることが可能だということ

もう少し広報してもいいと思う。

(委員)

家庭裁判所は他の裁判所と比べると世の中とのつながりが深く、国民に親しまれるような存在だと思うのだが、それでもまだ敷居が高いと感じられる。離婚話がでている方に対して、話し合いの場として家庭裁判所のことを教えても、躊躇する向きが多い。家庭裁判所の調停がもっと利用しやすいように、裁判所から、積極的にPRしていく姿勢をもっと強く持った方が良いと思う。

(委員)

「法の日」週間行事の模擬少年審判を見学した。被害者が意見陳述をするとき、加害者と意外に近い位置にいたので、これで大丈夫なのかと心配に感じた。

(委員長)

被害者の意見陳述は、書面で行ったり、審判廷ではなく別の場所で裁判官あるいは家庭裁判所調査官に対して行ったりといろいろな方法がある。事前に家庭裁判所調査官が被害者の意向や要望を伺って、どの方法で行うのが適切かを裁判官が判断している。

(委員)

「法の日」週間行事の模擬少年審判を見学したが、大変コンパクトにまとめられていてよかった。少年審判を知らない人たちにとっては、かなり興味深いものだったのだったと思う。応募があれば定員をどんどん増やしたらいいと思った。

(委員)

「法の日」週間行事の模擬少年審判を見学した。応募された方々はかなり真剣に見ていた。今、少年の凶悪事件が増えているためか、一般の方々の関心がかかなり高いのだと感じた。しかし、審判を丁寧にやればやるほど裁判所は加害者側に有利なことをしてあげているという誤解を生まないかが気にな

った。少年審判においては、厳罰に処することだけが目的ではなくて、少年の更生を目的として、二度と過ちを犯さないことが世の中のためになるということをもう少し分かるようにした方が良かったかなと思った。家庭裁判所の特徴は、調停委員と家庭裁判所調査官の役割が大きいところにあると思う。しかし、彼らが、どんな資格で、どんなことをやる人なのかあまり分かっていない方もいる。彼らが事件の解決や処理にもものすごく大きく関与しているということを、もう少し広報してもらいたい。

(委員長)

どういう広報が考えられるのかということについて、御意見を伺いたい。

(委員)

行事とかイベント関係は、大変良いと思った。家庭裁判所を知ってもらうという意味で、たとえば、法廷の裁判官席に座るとか、普段は体験できない場所に入れる体験型、参加型の企画は、大変有意義だと思う。家庭裁判所でこういった手続が行われているのか、いざというときには誰でもが利用できるということを知ってもらうことは意義のあることだと思う。マスコミの家庭欄というか、少年問題を扱うような部署に情報を発信できれば、間接的に家庭裁判所のPRになるのではないかと思う。新聞であれば、文化部とか、婦人問題担当の部署とか、そういうところへ接触してもいいのではないかと思う。

(委員)

裁判員裁判のPRビデオはあるが、国民に一番身近な裁判所は家庭裁判所だと思うので、もう少しメディアを使ってPRしていただきたい。

ウ 裁判官の出前講義の工夫について

(委員長)

司法制度改革の中でも法教育の重要性がかなり大きく取り上げられているところである。これからは、若者に対する法教育について、もう少し活発に

取り組んでいく必要があると思う。もっと出前講義を活発化させたいと考えている。

エ リーフレットの工夫について

(委員)

「職員による手続案内」についての箇所に「なお、電話での手続案内は行っておりません。」とあるが「自動音声案内」も電話による案内であるので「自動音声案内以外の電話による手続案内は行っていません。」とした方がよくはないか。

(委員)

「職員による手続案内」という記載が「職員が対面で行う」という意味と「専門家による手続案内ではない」という意味の両方に取れる。また、「職員」というのが、裁判官を含むのかなど分かりにくいので、もう少し表現を工夫をされたほうが良い。

(委員)

東京家庭裁判所への案内図だが、家庭裁判所の建物が目立つように大きく書かれているが、実際に霞ヶ関駅の地下から地上に出たとき、一番最初に目につくのは弁護士会館である。弁護士会館と東京家庭裁判所の建物はほぼ同じくらいの大きさなので、図面上も同じ大きさにしたほうが良くはないか。

4 その他

(委員)

裁判所では、調停委員や職員に対する「人権研修」をどのくらい開催され、どのような形で運営されているのか参考に教えていただきたい。

(幹事)

まず、調停委員の研修については、裁判所が主催する研修と家事調停協会が独自で行う研修がある。裁判所が主催する研修は、任命時と、その後、一定の年度ごとに行っている。任命時の研修の際には、調停の進め方について

説明するとともに、当事者に対する対応の仕方としてジェンダーバイアスの問題なども取り上げている。家庭裁判所の場合、ジェンダーの問題が絶えずあるので、これは意識的に取り上げている。職員に対しては、年1回ジェンダー研修がある。

(委員長)

クレーム等が裁判所に寄せられると、注意を喚起して指導を行うことは試みている。人権の問題については、研修のカリキュラムを工夫するなりして考えていきたいと思う。

(委員)

調停委員の場合、独自で行う研修の際に、参加メンバーからジェンダーバイアスについて問題があったという話があれば、そこで議論している。クレームがあった場合、当該調停委員に裁判所から指導してもらうのがよい。

(委員)

今後インターネットによるアクセスが増えるのではないかと思う。ホームページ上で申立書等を取り出せるというのは非常に良いのだが、たとえば離婚調停や遺産分割調停などのモデルケースを紹介することができれば、調停に対するイメージがわるのではないかと思う。

第5 次回テーマについて

「家事事件、少年事件において当事者等に交付する書面について」が提案され、了承された。

第6 次回期日等について

次回の開催日は平成22年3月10日(水)午後3時からとした。